

# 土木工事等安全衛生管理必携

平成23年3月

北陸地方整備局企画部

## はじめに

### 本書の活用方法

建設工事の安全管理については、様々な主体による、個々の立場で多くの対策が講じられています。しかし、安全管理に関する知識不足や一瞬の気のゆるみが、多くの生命・財産を脅かすことになりかねません。このため、より多くの方が、安全管理に対する一層の知識と対策を習得し、常日頃から意識を高めしておくことが必要であると考えています。

本書は、建設工事現場において、主任監督員等が、受注者とともに安全管理を行う際に必要な知識をまとめたマニュアルです。

皆さんの日頃からの積極的な安全管理に対する取り組みが、工事現場での災害を防止する第一歩であると信じ、本書の活用をねがっております。

# 目 次

## はじめに

### 第1章 労働安全衛生法及び関係政省令について

- 1 労働安全衛生法等に記載される基本的な用語・・・・・・・・・・ 1
- 2 労働安全衛生法及び関係政省令の体系・・・・・・・・・・ 2
- 3 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務・・・・・・・・ 3
- 4 労働災害と刑事責任・民事責任・・・・・・・・・・ 9

### 第2章 安全管理体制

- 1 安全衛生管理体制に関する基本体制・・・・・・・・・・ 12
- 2 安全衛生管理組織体制における管理者等の役割・・・・・・・・ 13
- 3 労働災害防止協議会の設置・・・・・・・・・・ 16
- 4 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について・・・・ 17
- 5 労働安全衛生法第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」  
の指名について・・・・・・・・・・ 21

### 第3章 安全の実務

- 1 受発注者の安全取り組み体制・・・・・・・・・・ 23
- 2 作業主任者の選任を必要とする業務・・・・・・・・・・ 26
- 3 関係省庁へ届出が必要な事項・・・・・・・・・・ 32

### 第4章 事故報告（一般用 非公開）

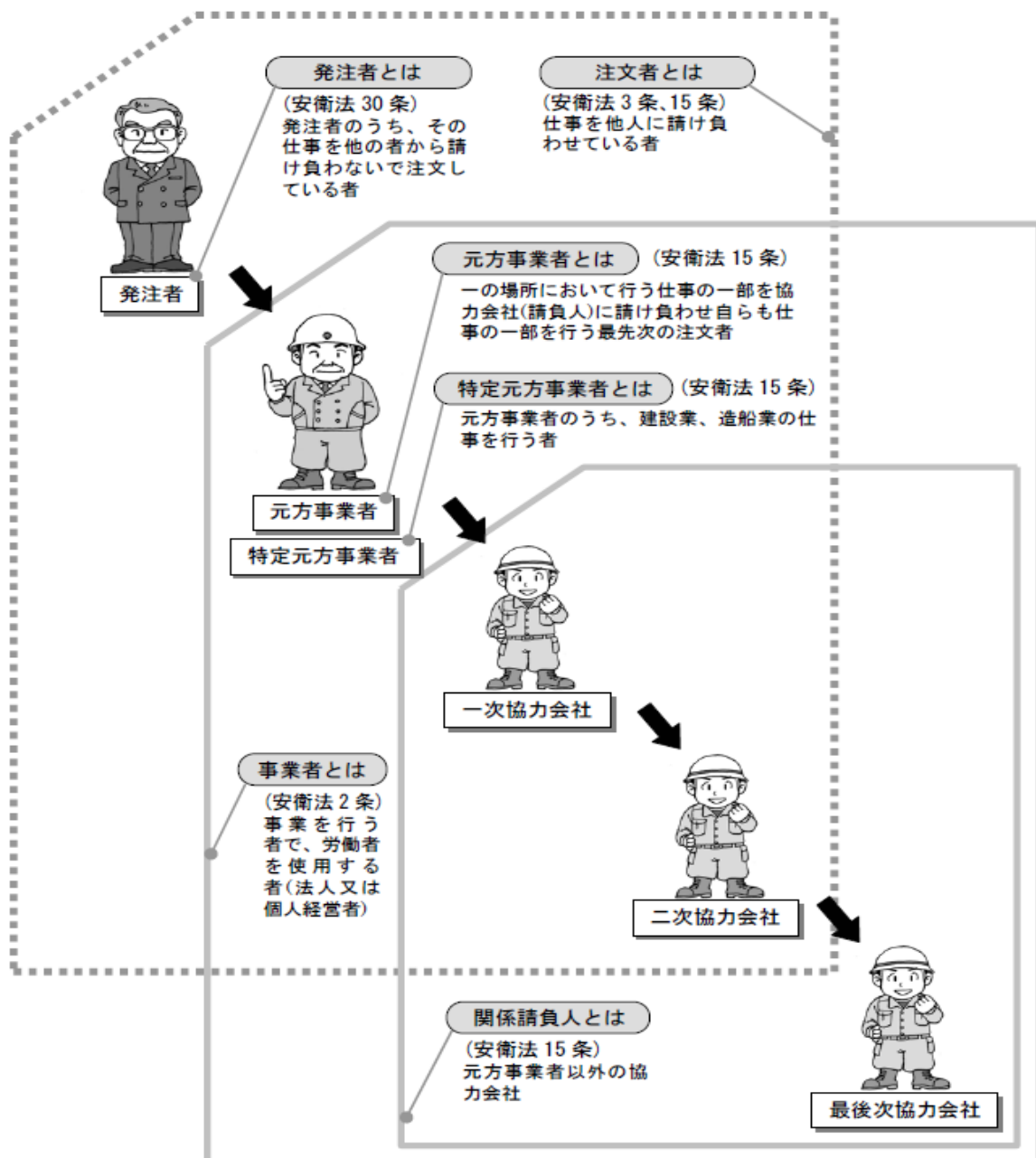
- 1 工事事務報告に係る運用について・・・・・・・・・・ 35
- 2 工事事務報告書の様式と事故報告方法の一部変更について・・・・ 42

# 第1章 労働安全衛生法及び関係政省令について

## 1 労働安全衛生法等に記載される基本的な用語

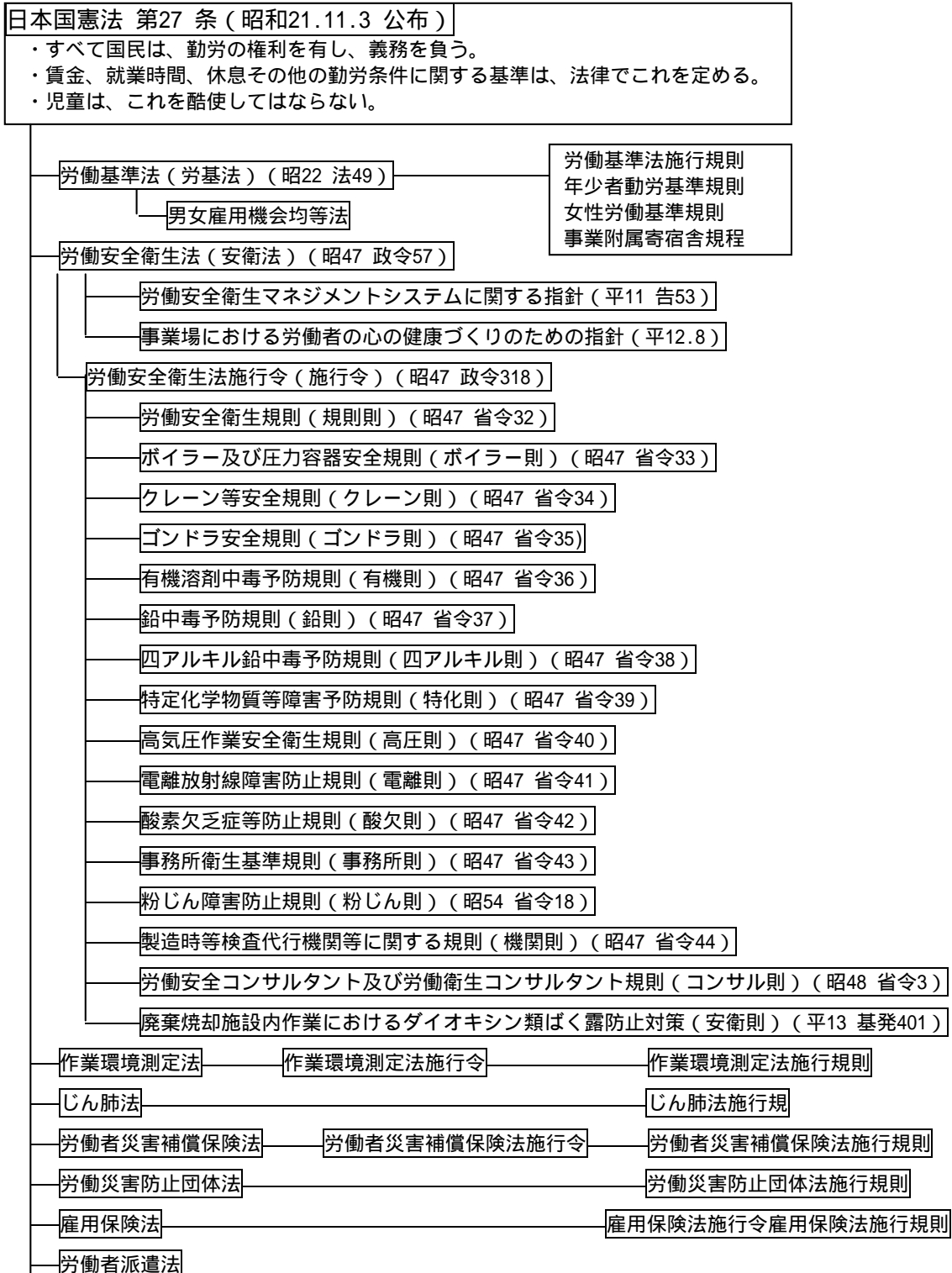
発注者、注文者、事業者、関係請負人等の各立場を明確にした用語は、労働安全衛生法（以下、法という。）労働安全衛生法施行令（以下、施行令）及び労働安全衛生法施行規則（以下、規則）の中で、多数用いられます。

国土交通省が所管する建設工事現場等での国土交通省の立場は、発注者であり、注文者です。その他、建設業者の位置づけは、以下のとおりです。



## 2 労働安全衛生法及び関係政省令の体系

### 2 - 1 労働安全衛生法及び関係政省令の体系図



### 3 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務の確認

#### 3 - 1 発注者が配慮すべき事項（法第3条第3項）

発注者は、労働災害防止のために以下の事項に配慮しなければなりません。

##### (1) 配慮すべき事項

- ・ 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等。
- ・ 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算。
- ・ 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示。
- ・ 適切な施工業者の選定。
- ・ 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項
  - 1 個別工事間の連絡及び調整
  - 2 工事全体の災害防止協議会の設置

##### (2) 上記のうち、とくに発注後に実施・確認すべき事項について

- ・ 施工条件の明示  
土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩壊等に備えての防護設備の設置
- ・ 個別工事間の連絡及び調整  
近接する工事における、発注者と複数の請負業者間の情報共有と連絡調整連絡体制の整備（非常時の臨機の措置等）  
統括安全衛生管理義務者の指名
- ・ 工事全体の工事関係者連絡会議の設置  
各現場の元方事業者等で構成される工事関係者連絡会議の設置による連絡調整と安全衛生意識の向上

#### 3 - 2 元方事業者が行わなければならない事項（法第29条、法第29条の2）

元方事業者は、協力会社が法令に違反しないよう指導するとともに、違反しているときは是正の指示を行わなければなりません。

また、危険な場所で作業をする時は、危険を防止するための措置が適切に行われるように、技術上の指導等の必要な措置を協力会社に対して行わなければなりません。

### 措置を行うべき事項

場所	関連条文	内容	関連条文
土砂等が崩壊するおそれがある場所	法第29条の2 規則第634条の2	地山の崩壊防止	規則第361条 規則第534条
土石流が発生するおそれのある場所	法第29条の2 規則第634条の2	上流の河川及びその周辺の調査及び記録 土石流による労働災害の防止に関する規程の制定 降雨量の把握及び記録 警報用の設備の設置 避難用の設備の設置 避難訓練の実施	規則第575条の9 ～ 16
基礎工事用建設機械や移動式クレーンが転倒するおそれがある場所	法第29条の2 規則第634条の2	転落等の防止 走置式くい打機等 移動式クレーン	規則第157条 規則第173条 規則第70条の3
架空電線に接近することにより感電するおそれがある場所	法29の2 規則634の2	架線近接作業	規則第349条
明かり掘削作業で埋設物擁壁等が損壊するおそれがある場所	法第29条の2 規則第634条の2	埋設物等近接箇所の掘削	規則第362条

### 3 - 3 特定元方事業者が行わなければならない事項（法第30条）

特定元方事業者は、元請及び多数の協力会社の作業員が、一の場所で混在して作業することによって発生する労働災害を防止するため、次の措置を行わなければならない。

#### 措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
協議組織の設置及び運営	すべての協力会社が参加する協議組織を設置し、定期的に会議を開催する。	規則第635条

項目	要旨	関連条文
作業間の連絡及び調整	元方事業者と協力会社の間及び協力会社相互間における作業間の連絡調整を随時行う。	規則第636条
作業場所の巡視	毎作業日に一回以上行う。	規則第637条
教育に対する指導及び援助	協力会社が行う安全衛生教育について教育の場所と資料の提供を行う。	規則第638条
工程計画・機械設備配置計画の作成と、協力会社が講ずべき措置についての指導	計画書を作成し、特に車両系建設機械での作業は協力会社が作成する計画（規則第155条）と適合するように指導する。 移動式クレーンを使用する作業（ク則66の2）については作業方法等について指導する。	規則第638条の3 規則第638条の4
クレーン等の運転についての合図の統一	クレーン等の運転についての合図を统一的に定めて協力会社に周知させる。	規則第639条
事故現場等の標識の統一等	事故現場等を表示する標識を统一的に定めて協力会社に周知させる。	規則第640条
有機溶剤等の容器の集積箇所の統一	容器を集積する箇所を统一的に定めて関係請負人に周知させる。	規則第641条
警報の統一等	発破を行う場合、火災が発生した場合、土砂の崩壊、出水、なだれが発生した場合又は発生するおそれがある場合の警報を统一的に定めて協力会社に周知させる。	規則第642条
避難等の訓練の実施方法等の統一等	ずい道等の建設作業、土石流危険河川の作業を行う場合に、避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定めて協力会社に周知させる。	規則第642条の2
特定元方事業者事業開始報告	次の事項について工事開始報告をする。 1 事業の種類、名称、所在地 2 協力会社の事業の種類、名称、所在地 3 統括安全衛生責任者の氏名、元方安全衛生管理者の氏名	規則第664条



### 3 - 4 注文者が行わなければならない事項（法第31条）

注文者は、協力会社に建設物・設備等（施設）を提供する時は、労働災害を防止するため、次の措置を行わなければなりません。なお、注文者が数次にわたる場合は、最上次の注文者がこの措置を行わなければなりません。

#### 措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
くい打機及びくい抜機	構造、強度、ワイヤロープ、ウインチ等についての規定に適合させる。	規則第644, 172, 174 ~ 176, 178 ~ 181, 183条
軌道装置	軌道の状態、車両の構造、連結、巻上げ装置のブレーキ、ワイヤロープについての規定に適合させる。	規則第45, 196 ~ 204, 207 ~ 209, 212, 213, 215 ~ 217条
型枠支保工	構造、材料、組み立てについての規定に適合させる。	規則第646, 237 ~ 239, 242, 243条
アセチレン溶接装置	溶接装置の構造、発生器についての規定に適合させる。	規則第647, 302-2・3303, 305-1, 306条
交流アーク溶接機	導電体に囲まれた著しく狭い場所、2 m以上の高所で導電性の高い接地物に接触するおそれのあるところは自動電撃防止装置を備える。	規則第648条 規則第332条
電動機械器具	移動式、可搬式のものに感電防止用漏電しゃ断装置を取りつける。困難な場合はアースを設ける。	規則第649条 規則第333条
潜函等	送気設備、沈下措置、内部措置の規定に適合させる。	規則第376条 規則第377条 規則第650条
ずい道等 ずい道型枠支保工	落盤、肌落ちに対する措置、ずい道支保工の構造材料組立て、ずい道型枠支保工構造材料を（384, 390, 391, 394, 397, 398）の規定に適合させる。	規則第651, 652, 384, 390, 391, 394, 397, 398条
物品揚卸口等	2 m以上の箇所は墜落防止措置、1.5mをこえる箇所は昇降設備の措置をする。	規則第519条 規則第526条 規則第653条
架設通路	勾配を30度以下、手すり、滑止めの設置等の措置をする。	規則第654条 規則第552条

項目	要旨	関連条文
足場、作業構台	最大積載荷重の表示、強風、大雨、地震（中震以上）等のあった後の安全点検、および（559～561,562-2,563,569～572,574,575-2・3・6）の規定の措置。	規則第655,655-2,559～561,562-2,563,569～572,574,575-2・3・6条
クレーン等	構造規格に適合させる。	規則第656条
ゴンドラ	構造規格に適合させる。	規則第657条
局所排気装置についての措置	局所排気措置を使用させるときは有機則第16条又は粉じん則第11条に規定する基準に適合するもの。	規則第658条 有機則第16条 粉じん則第11条
全体換気装置についての措置	全体換気措置の性能については、有機則第17条に規定する基準に適合するもの。	規則第659条 有機則第17条
圧気工法に用いる設備についての措置	潜函工法その他の圧気工法に用いる設備で高圧則第4～7第3項高圧則21条1項に規定するもの（作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるとき）	規則第660条 高圧則第4～7-3 高圧則第21条第1項

### 3 - 5 特定作業の注文者の連絡調整（法第31条の2）

2以上の協力会社が、建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合には、その作業全体を管理している注文者は、次の連絡調整を行わなければなりません。

連絡調整を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
特定作業の機械	機械の種類について規定 (なお、以下の各種機械が該当)	規則第662条の2
機体重量3トン以上の パワーショベル ドラグショベル クラムショベル	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、誘導作業等に関する作業内容、立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	規則第662条の3

項目	要旨	関連条文
くい打機 くい抜機 アースドリル アースオーガー	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、くい、オーガーの 接続、誘導作業等に関する作業内容、 立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な 連絡調整	規則第662条 の4
つり上荷重3トン以上の 移動式クレーン	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛に関する立入禁止区 域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	規則第662条 の5

### 3 - 6 元請等の違法な指示の禁止（法第31条の3）

注文者は、協力会社に対し法令に違法するような指示をしてはいけません。

（例）

- ・クレーン作業で、つり上げ能力を超える荷のつり上げを指示する。
- ・建設機械作業で、その建設機械の目的以外の作業を指示する。
- ・墜落防護作業を講じないで、高所での作業を指示する。等

### 3 - 7 機械貸与（リース等）に関する特別規則（法第33条）

機械等の貸与に関わる者は、次の措置を行わなければなりません。なお、対象となる機械は、以下のとおりです。

- ・吊り上げ荷重が0.5t以上の移動式クレーン
- ・車両系建設機械  
（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、締固め用、コンクリート打設用、解体用機械）
- ・不整地運搬車
- ・高所作業者（作業床の高さ2m以上）

措置を行うべき事項

区分	要旨	関連条文
貸与する者	機械の点検、整備を行う。 機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面を、貸与を受ける事業者に交付する	規則第666条
貸与を受けた者	オペレーターに対し次の措置を行う。 1 資格及び技能を確認する。 2 作業内容、指揮系統、連絡、合図の方法、運行に関する事等の通知をする。	規則第667条

記載されたものは代表事例であり、法令等を参照願います。

## 4 労働災害と刑事責任・民事責任

### 4 - 1 刑事責任

建設業において労働災害を発生させた場合、まず問題となるのが刑事責任です。

刑事責任の主なものは、刑法の業務上過失傷害、致死（刑法第 211 条）と労働安全衛生法違反です。

#### 【建設業における労働安全衛生法上の主な罰則規定】

- 1 懲役 6 ヶ月以下又は罰金 50 万円以下（法第 119 条）
  - 事業者の講ずべき危害防止措置の不履行（法第 20 条～第 25 条）
  - 労働者救護に関する措置の不履行（法第 25 条の 2 第 1 項）
  - 特定元方事業者の講ずべき措置の不履行（法第 30 条の 2 第 1 項、第 4 項）
  - 注文者の講ずべき措置の不履行（法第 31 条第 1 項）
  - 機械等貸与者等の講ずべき措置の不履行（法第 33 条第 1 項、第 2 項）
  - 建築物貸与者の講ずべき措置の不履行（法第 34 条）
  - 作業主任者の不選任、特別教育の不履行（法第 14 条、第 59 条第 3 項）
  - 就業制限規定の違反（法第 61 条第 1 項）
  - 使用停止等命令の違反（法第 98 条第 1 項、第 99 条第 1 項）
  - （その他省略）
  
- 2 罰金 50 万円以下（法第 120 条）
  - 統括安全衛生責任者の選任義務違反（法第 15 条第 1 項、第 3 項）
  - 元方安全衛生管理者の選任義務違反（法第 15 条の 2 第 1 項）
  - 安全衛生責任者の選任義務違反（法第 16 条第 1 項）
  - 労働者の危害防止措置の不遵守（法第 26 条、第 32 条第 4 項）
  - 特定元方事業者等の講ずべき措置の不履行（法第 30 条第 1 項、第 4 項）
  - 請負人の講ずべき措置の不履行（法第 32 条第 1 項～第 3 項）
  - 貸与機械等を操作する者の遵守義務違反（法第 33 条第 3 項）
  - 定期自主検査及び特定自主検査義務違反（法第 45 条第 1 項、第 2 項）
  - 雇入れ時等の教育の不履行（法第 59 条第 1 項）
  - 計画届出義務違反（法第 88 条第 1 項～第 5 項）
  - 書類の保存等に関する義務違反（法第 103 条第 1 項）
  - （その他省略）

刑法では事故に最も近い過失を犯した者の責任追及から企業組織上の上位者に遡って及んでいくこととなりますが、法違反は、事業者責任であって、企業組織上のトップから次第に権限分配に応じて下部職制へ及んでいくこととなります。

労働安全衛生法の罰則の適用は、第 122 条に基づいて、当該違反の実行行為者に対しなされるほか、事業者たる法人または人に対しても罰金刑が科せられるという両罰規定になっています。

#### 4 - 2 民事責任

労働災害の発生は、刑事責任だけでなく、被害者への民法上の賠償責任も生じます。労働災害等の発生に関して、一般的に民法上の規定が適用されるのは次のとおりです。

##### 1 債務不履行責任（民法第 415 条）

安全配慮義務といわれるもので、建設現場での作業において、安全衛生管理をつくして保護する義務があり、これを怠ると賠償責任があるというものです。

##### 2 不法行為責任（民法第 709 条、第 715 条）

労働災害等の発生要件に、故意又は過失による他人の権利の侵害、すなわち労働者の生命、身体等の損傷の発生することを認識し、かつ、それを容認した行為や義務を遂行するにあたって、必要な安全上の注意義務を欠いた行為があれば賠償責任があるというものです。

##### 3 工作物の瑕疵責任（民法第 717 条）

土地の工作物の設置又は保存について、その物が本来備えているべき性質（通常有しているべき安全性）設備、機能、構造等について欠けていて、他人に損害を発生させたときは、賠償責任があるというものです。

##### 4 注文者の責任（民法第 716 条）

受注者が第三者に与えた損害は、受注者に賠償責任がありますが、注文者の発注条件や指図で注文者に過失があるときは、注文者に責任があるというものです。

#### 4 - 3 行政処分

公共工事等の場合、請負工事の施工にあたって、「安全管理の措置が不適切であったため」「公衆に死亡者や負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき」や「工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたとき」等においては、行政処分として最高 6 ヶ月の指名停止処分が科されることがあります。（別表第 1）

労働災害の発生は、このように刑事責任、民事責任が問われるだけでなく、行政処分も行われることとなります。

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

最終改正 平成19年8月31日 国地契第26号

別表第1

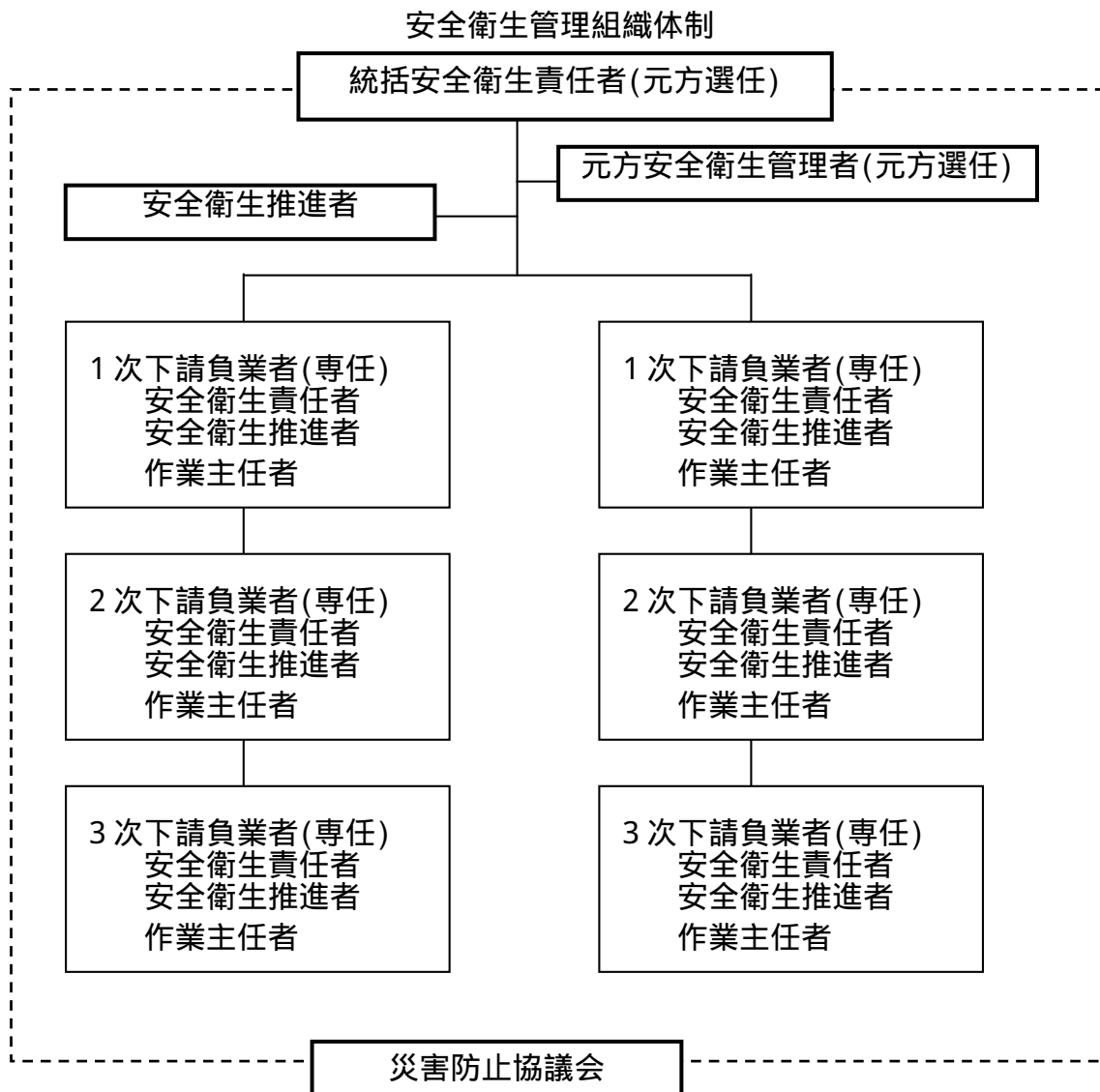
当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 略	
(過失による粗雑工事) 2 略	
3 略	
(契約違反) 4 略	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

## 第2章 安全管理体制

### 1 安全衛生管理体制に関する基本体制

安全衛生管理体制は、労働安全衛生法(以下「法」という。)、同法施行令(以下「施行令」という。)及び同法規則(以下「規則」という。)により定められています。工事現場における安全衛生管理組織の基本体制は下図のとおりです。



## 2 安全衛生管理組織体制における管理者等の役割

### 2 - 1 総括安全衛生管理者の選任（法第 10 条、施行令第 2 条）

事業者（工事受注者 以下同様）は、常時 100 人以上の労働者を使用する場合、総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。総括安全衛生管理者は、当該建設現場においてその事業の実施を統括管理する者（現場代理人等）をもって充てなければなりません。

#### 【総括安全衛生管理者が統括管理しなければならない業務】

- ・労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ・労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

### 2 - 2 安全管理者の選任（法第 11 条、施行令第 4 条、規則第 4 ~ 6 条）

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する場合、厚生労働省令（規則第 5 条）で定める資格を有するもののうちから、安全管理者を選任しなければなりません。安全管理者は総括安全衛生管理者の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理しなければなりません。

### 2 - 3 衛生管理者の選任（法第 12 条、施行令第 3 条、規則第 7 ~ 12 条）

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する場合、都道府県労働局長の免許を受けた者その他、厚生労働省令（規則第 10 条）で定める資格を有するもののうちから、衛生管理者を選任しなければなりません。衛生管理者は総括安全衛生管理者の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理しなければなりません。

#### 【衛生管理者の資格（規則第 10 条）】

- ・医師
- ・歯科医師
- ・労働衛生コンサルタント
- ・上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める者

### 2 - 4 安全衛生推進者の選任（法第 12 条の 2、規則第 12 条の 2 ~ 4）

事業者は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する場合、厚生労働省令（規則第 12 条の 3）で定めるところにより、安全衛生推進者を選任しなければなりません。安全衛生推進者は総括安全衛生管理者の業務を担当しなければなりません。



## 2 - 5 産業医の選任

(法第 13 条～第 13 条の 2、施行令第 5 条、規則第 13～15 条の 2)

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する場合、厚生労働省令（規則第 13 条）で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令（規則第 14 条～第 15 条の 2）で定める事項を行わせなければなりません。

## 2 - 6 作業主任者の選任（法第 14 条、施行令第 6 条、規則第 16～18 条）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令（施行令第 6 条）で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者または都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を終了した者のうちから、厚生労働省令（規則第 16～18 条）で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

## 2 - 7 統括安全衛生責任者の選任

(法第 15 条、施行令第 7 条、規則第 18 条の 2)

事業者は、施行令第 7 条第 2 項に該当する工事において、労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、下記事項を統括管理させなければなりません。

また統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者(現場代理人等)と定められています。

【統括安全衛生責任者が統括管理しなければならない事項】

- ・協議組織の設置及び運営を行うこと。
- ・作業間の連絡及び調整を行うこと。
- ・作業場所を巡視すること。
- ・関係請負人が行う労働者の安全または衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- ・仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項。

**【統括安全衛生責任者の選任が必要となる労働者の数】**

- ・トンネル等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令（規則第18条の2）で定められる場所において行われるものに限る。）または圧気工法による作業を行う仕事に従事する労働者数・・・常時30人以上
- ・上記に掲げる仕事以外の仕事に従事する労働者数・・・常時50人以上

**2 - 8 元方安全衛生管理者の選任（法第15条の2、規則第18条の3～5）**

統括安全衛生責任者を選任した事業者は、厚生労働省令（規則第18条の4）で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令（規則第18条の3～5）で定めるところにより、元方安全衛生責任者を選任し、統括安全衛生責任者の業務の技術事項を管理させなければなりません。

また、元方安全衛生管理者の選任は、その事業場に専属の者を選任しなければなりません。（規則第18条の3）

**【元方安全衛生管理者の資格】**

- ・大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・高校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定めるもの

**2 - 9 店社安全衛生管理者の選任（法第15条の3、規則第18条の6～8）**

事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない工事を除き、労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令（規則第18条の6～7）で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、下記事項を担当するものに対する指導その他厚生労働省令で定める事項（規則第18条の8）を行わせなければなりません。

**【店社安全衛生管理者の選任に係る労働者数等】**

- ・トンネル等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令（規則第18条の2）で定められる場所において行われるものに限る。）または圧気工法による作業を行う仕事に従事する労働者数・・・常時20人以上
- ・上記に掲げる仕事以外の仕事に従事する労働者数・・・常時50人以上

#### 【店社安全衛生管理者の資格】

- ・ 大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・ 高校又は中等教育学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・ 8年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・ 厚生労働大臣が定めるもの

#### 【店社安全衛生管理者の職務】

- ・ 少なくとも毎月1回、労働者が作業を行う場所を巡視すること。
- ・ 労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること。
- ・ 協議組織の会議に随時参加すること。
- ・ 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画を確認する。

### 2 - 10 安全衛生責任者の選任（法第16条、規則第19条）

統括安全衛生責任者を選任した工事現場では、下請負業者は安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他厚生労働省令で定める事項を行わなければなりません。

#### 【安全衛生責任者の職務】

- ・ 統括安全衛生責任者との連絡
- ・ 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- ・ 統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該受注者に係るものの実施についての管理
- ・ 作業手順書作成における作業工程及び機械・設備配置計画等の統括安全衛生責任者との調整
- ・ 作業によって生じる労働災害に係る危険の有無の確認
- ・ 傘下下請業者の安全衛生責任者との作業連絡及び調整

### 3 労働災害防止協議会の設置（法第30条、規則第635条）

受注者は、すべての下請業者参加する協議組織を設置しなければならず、定期的に会議を開催しなければなりません。

また下請業者は、受注者が設置する協議組織に参加しなければなりません。

#### 4 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について

労働者数が10～49名規模の建設工事現場（統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。）では、受注者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が発生しております。厚生労働省では、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」（平成5年3月31日付け基発第209号）を定め、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生責任者または店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとしています。

---

基発第209号の2  
平成5年3月31日

労働省労働基準局長

#### 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について

中規模建設工事現場における安全衛生管理体制については、これまでも昭和59年4月2日付け基発第161号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づきその確立を図ってきたところであるが、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ること等を内容とする労働安全衛生法及び関係政省令の改正が行われ、一定の規模及び種類の建設工事について店社安全衛生管理者制度の創設、統括安全衛生責任者の選任基準の引下げが行われたところであり、今回の法令改正の趣旨を踏まえ、中規模建設工事現場全体にわたり安全衛生管理の充実を図るため、別紙のとおり「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」を定めたところである。

については、集団指導により、事業者の自主的活動による統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選任、これらの者による的確な職務の実施等による中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実が図られるよう本指針の定着を図られたい。

なお、別添のとおり関係業界団体に対し本指針に基づく中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について要請したので申し添える。

おって、貴職においても必要な場合には、関係団体に対して同様の趣旨の要請を行われたい。

## 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針

### 1 趣旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務づけられていない中規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における統括安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

### 2 対象建設工事現場

おおむね労働者数 10～49 人規模の建設工事現場（統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。）

### 3 安全衛生管理体制の確立

#### （1）統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選任

上記 2 の対象建設工事現場について元方事業者は、当該建設工事現場の状況に応じ建設工事現場単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任又は当該現場を管轄する本店、支店、営業所等（以下「店社」という。）において店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとする。

この場合、元方事業者が、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者を選任する場合には、関係請負人は、安全衛生責任者に準ずる者を選任するものとする。

#### （2）統括安全衛生責任者に準ずる者の知識、経験等

イ 統括安全衛生責任者に準ずる者については、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てるものとする。

ロ 元方安全衛生管理者に準ずる者については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 18 条の 4 に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者のうちから選任するものとする。

ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者については、安衛則第 18 条の 7 に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者のうちから選任するものとする。

#### （3）統括安全衛生責任者に準ずる者等の職務

イ 統括安全衛生責任者に準ずる者は、4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項について統括管理するものとする。

ロ 元方安全衛生管理者に準ずる者は、4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項のうちの技術的事項を管理するものとする。

ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。

(イ) 建設工事現場において4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項を担当する者に対して指導すること。

(ロ) 毎月1回以上当該建設工事現場を巡視すること。

(ハ) 当該建設工事の進捗状況を把握すること。

(ニ) 当該建設工事現場の協議組織に随時参加すること

(ホ) 当該建設工事に係る仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画を確認すること。

ニ 安全衛生責任者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。

(イ) 統括安全衛生責任者に準ずる者との連絡及び統括安全衛生責任者に準ずる者から連絡を受けた事項の関係者への連絡を行うこと。

(ロ) 統括安全衛生責任者に準ずる者からの連絡事項の実施について管理すること。

(ハ) 請負人が作成する作業計画等について、統括安全衛生責任者に準ずる者と調整を行うこと。

(ニ) 混在作業による危険の有無を確認すること。

(ホ) 請負人が仕事の一部を後次の請負人に請け負わせる場合には、その請負人の安全衛生責任者に準ずる者と連絡調整を行うこと。

#### 4 統括安全衛生管理の充実

##### (1) 建設工事現場における統括安全衛生管理の充実

イ 元方事業者は、次の事項を確実に実施し、建設工事現場における統括安全衛生管理の充実を図るものとする。

(イ) 混在作業による労働災害に防止するために必要な事項

[1] 協議組織の設置及び運営

[2] 作業間の連絡及び調整

[3] 作業場所の巡視

[4] 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導、援助

[5] 仕事の工程に関する計画及び機械、設備等の配置に関する計画の作成並びに当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が講ずべき措置についての指導

[6] その他混在作業による労働災害を防止するために必要な事項

(ロ) 関係請負人の労働安全衛生法令違反を防止するための指導及び指示

(ハ) 作業場所の安全確保についての関係請負人に対する指導

(ニ) 注文者としての設備等を関係請負人の労働者に使用させる場合の適切な措置の実施

(ホ) その他安全施工サイクル活動の実施等建設工事現場の労働災害を防止するために必要な事項

ロ 関係請負人は、事業者としての措置を確実に講じるとともに、元方事業者の講ずる措置に応じて必要な措置を講じるものとする。

また、移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合には、作業内容等についての連絡調整を確実に行うものとする。

(2) 店社による建設工事現場の指導、支援の充実

店社は、安全衛生パトロールの実施、店社としての安全衛生管理計画の作成、工事用機械設備の点検基準の作成、各種安全衛生情報の提供等により建設工事現場の統括安全衛生管理に対する指導、支援を充実するものとする。

特に、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者が選任されていない建設工事現場については、店社に店社安全衛生管理者に準ずる者を選任し、建設工事現場において(1)のイの混在作業による労働災害を防止するために必要な事項が確実に行われるよう指導させるものとする。

なお、店社安全衛生管理者に準ずる者が指導する建設工事現場の数については、店社安全衛生管理者に準ずる者の職務の内容、担当する現場の遠近等を考慮するうえ、職務が確実に行える工事現場数を担当させるよう十分配慮するものとする。

5 その他

元方事業者は、統括安全衛生責任者に準ずる者、元方安全衛生管理者に準ずる者及び店社安全衛生管理者に準ずる者に建設業労働災害防止協会の行う「店社安全衛生管理者等レベルアップ研修」等の講習を受講させるよう努めるものとする。

5 労働安全衛生法第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」  
の指名について

事 務 連 絡  
平成11年12月22日

本局関係課長  
各事務所長 殿

技術管理課長

労働安全衛生法第30条第2項に基づく  
「統括安全衛生管理義務者」の指名について

標記については、平成8年12月18日付け事務連絡に基づき運用しておりますが、「統括安全衛生管理義務者（以下「義務者」という。）」の指名にあたっては、昨今の事故の多発及び「義務者」の指名実態に鑑み、下記事項に留意のうえ運用の徹底を図られたくお願いいたします。

記

1. 義務者を指名すべき工事現場

一つの場所において行われる特定事業（建設業、造船業）の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合。

2. 各請負人の労働者数

前項における各請負人の労働者数については規定がないので留意されたい。

（担当：技術管理課 検査係）



事 務 連 絡  
平成 8 年 1 2 月 1 8 日

各工事事務所長 殿

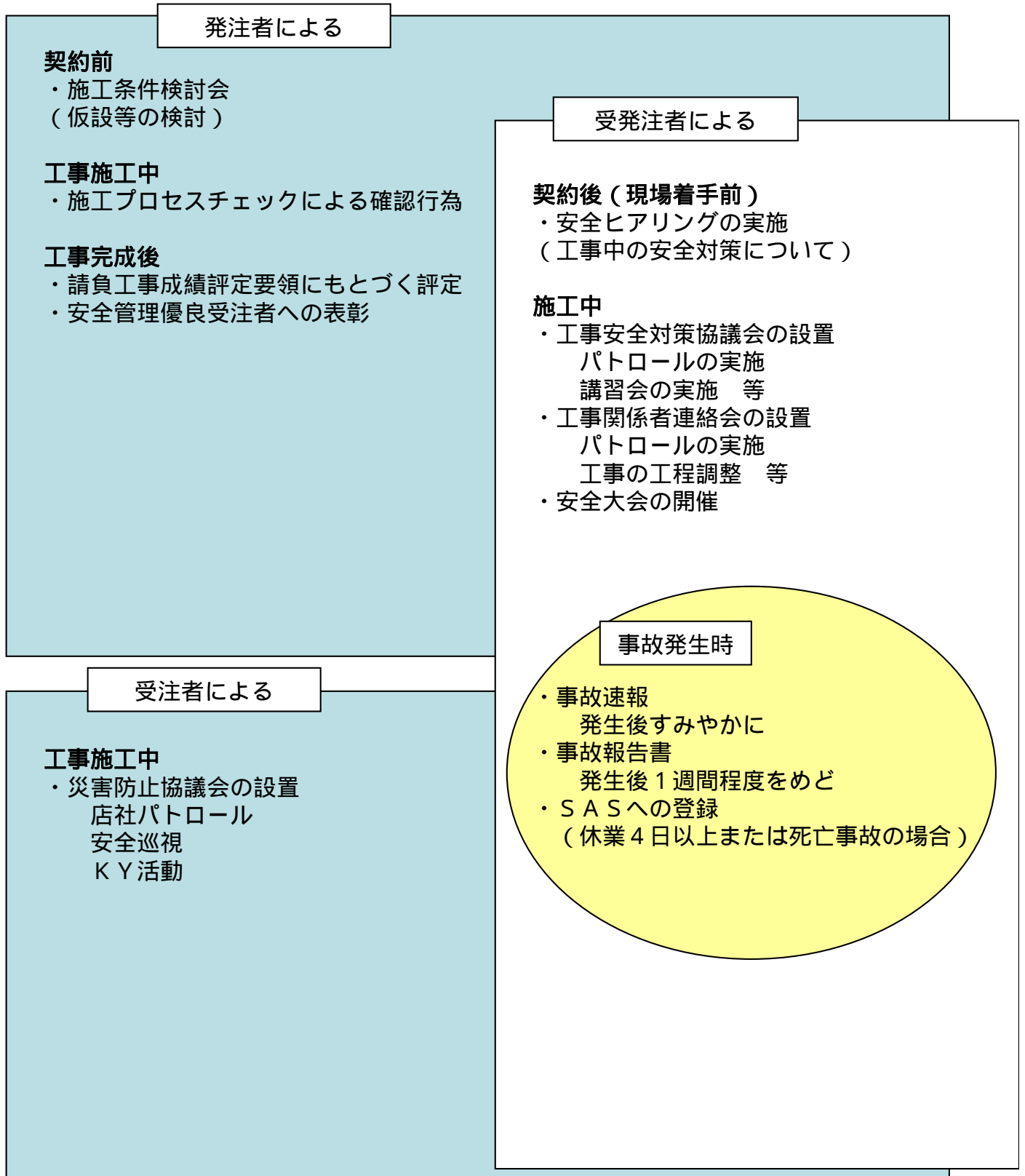
企画部 技術管理課長

工事発注に伴う「統括安全衛生管理義務者」の指名について（通知）

標記については、労働安全衛生法第 3 0 条第 2 項の「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づき、統括安全衛生管理義務者を指名することが義務づけられる事業場にあつては、統括安全衛生管理義務者を総括監督員から指名されたく通知します。

### 第3章 安全の実務

#### 1 - 1 受発注者の安全取り組み体制



## 1 - 2 取り組み内容

### 発注者が行う安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備 考
工事契約前	施工条件検討会	工事発注に際し、一定規模以上の工事について設計条件・施工条件の審査や条件明示に関することについて検討を行う。	検討委員会
工事施工中	施工プロセスチェック	工事の施工状況や安全等の実施状況の点検確認を行う。	主任監督員
工事完成後	成績評定	請負工事成績評定要領にもとづき、安全体制等も含め当該工事の評価を行う。	総括評価官 主任評価官 工事検査官
	安全管理優良表彰	安全管理体制について、特に顕著な取り組みを行った企業に対し表彰する。	選定委員会

### 受注者による安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備 考
工事施工中	災害防止協議会	工事の安全に関する事項の調整および安全パトロールの実施。	統括安全衛生責任者 下請安全衛生責任者
	安全巡視	工事現場の巡視を行う。	元方事業者等
	KY 活動	工事現場の危険および危険作業の確認。	作業員等

発注者・受注者で行う安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備 考
工事着手前	安全ヒアリング	工事の規模・内容により工事着手時に現場代理人対し安全管理のヒアリングを実施する。	副所長 工事品質管理官 主任監督員 現場代理人
工事施工中	工事安全対策協議会	工事施工中の現場について、発注者・受注者で構成される協議会でパトロール等を実施する。	副所長 発注担当課長 主任監督員 現場代理人
	工事関係者連絡会	工程調整や施設管理の取り決めおよび安全パトロールの実施。	監督職員 現場代理人 関係機関職員
	安全大会	安全週間等において、発注者・受注者が一同に会し、安全についての講習会等を行う。	発注者 受注者

上記内容は安全管理において必要とされる作業の一部であり、工事の施工においては、法令等を確認のうえ行うこと。

## 2 作業主任者の選任を必要とする業務

### 2 - 1 配置の目的と関連法規

工事現場に潜在している作業員の労働災害の発生を未然に防止するために、事前に免許者の把握（選任）、技能講習修了者の把握（選任）は重要であり、選任配置された作業主任者の指揮のもとに、より安全な作業を実施する必要がある。（労働安全衛生法第14条、同法第61条）（共通仕様書第1編1-1-26）

### 2 - 2 労働安全に結びつく労働者の保有すべき資格

記載されているものは一例であり、関係法令を確認することが必要。

労働者	業務内容	保有すべき資格			規則条文
		免許	技能	教育	
クレーン運転士	つり上げ荷重 5 t 以上の運転 ( 跨線テルハを除く )				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第 6 項 クレーン規則 1 第22条
	つり上げ荷重 5 t 以上で荷の移動とともに移動する方式の運転 ( 跨線テルハを除く )				
	つり上げ荷重 5 t 未満の運転				施行令第36条 第15項 クレーン規則 第21条
	つり上げ荷重 5 t 以上の跨線テルハの運転				
移動式クレーン運転士	つり上げ荷重 1 t 以上の運転				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第 7 項 クレーン規則 第68条
	つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の運転				
	つり上げ荷重 1 t 未満の運転 ( 道路上を走行させる運転を除く )				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第16項 クレーン規則 第67条
建設用リフト運転士	建設用リフトの運転				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第18項 クレーン規則 第183条
デリック運転士	つり上げ荷重 5 t 以上の運転				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第 8 項 クレーン規則 第108条
	つり上げ荷重 5 t 未満の運転				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第17項 クレーン規則 第107条

労働者	業務内容		保有すべき資格			規則条文
			免許	技能	教育	
玉掛作業者	つり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け					法 第61条 第1項 施行令第20条 第16項 クレーン規則 第221条
	つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け					法 第59条 第3項 規則 第36条 第19項 クレーン規則 第222条
巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機の運転（電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）					法 第59条 第3項 規則 第36条 第11項
ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱					法 第61条 第1項 施行令第20条 第10項
アーク溶接作業者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等					法 第59条 第3項 規則 第36条 第3項
電気取扱者 （高圧又は低圧）	高圧：充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作 低圧：充電電路の敷設、修理又は充電部分が露出した開閉器の操作					法 第59条 第3項 規則 第36条 第4項
発破技士	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）					法 第61条 第1項 施行令第20条 第1項 規則 第318条
酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務					法 第59条 第3項 規則 第36条 第26項
特定粉じん作業者	常時特定粉じん作業に係る業務					法 第59条 第3項 規則 第36条 第29項
車両系建設機械 整地・運搬・積込み用、 掘削用、基礎工事用及び 解体用  運 転 者	機体重量3t 以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（ただし、道路上を走行させる運転を除く。）				法 第61条 第1項 施行令第20条 第12項
	機体重量3t 未満のもの					法 第59条 第3項 規則 第36条 第29項

労働者	業務内容	保有すべき資格			規則条文
		免許	技能	教育	
車両系建設機械（基礎工事用）運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第9の2項
車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第9の3項
車両系建設機械（締固め用）運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（ただし、道路上を走行させる運転を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10項
車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の作業				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の2項
ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の3項
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の4項
高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第61条 第1項 施行令第20条 第15項
	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の5項
軌道動力車運転者	動力車で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの				法 第59条 第3項 規則 第36条 第13項
不整地運搬車運転者	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第61条 第1項 施行令第20条 第14項
	最大積載量が1t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第5の3項
フォークリフト運転者	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第61条 第1項 施行令第20条 第11項
	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第5項

労働者	業務内容	保有すべき資格			規則条文
		免許	技能	教育	
ショベルローダー等 運転者	最大荷重が1t以上のショベル ローダー又はフォークローダー の運転（道路上を走行させる運 転を除く。）				法 第61条 第1項 施行令第20条 第13項
	最大荷重が1t未満のショベル ローダー又はフォークローダー の運転（道路上を走行させる運 転を除く。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第5の2項
圧縮機操作員	作業室及び気閘室へ送気するた めの空気圧縮機の運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第20の3項 高圧則第11項
送気調節員	高圧室内作業に係る作業室又は 潜水作業者への送気の調節を行 う為のバルブ又はコックの操作				法 第59条 第3項 規則 第36条 第21、23項 高圧則第11項
加減圧員	気閘室への送気又は気閘室から の排気の調節を行う為のバルブ 又はコックの操作				法 第59条 第3項 規則 第36条 第22項 高圧則第11項
再圧室操作員	再圧室の操作				法 第59条 第3項 規則 第36条 第24項 高圧則第11項
高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務				法 第59条 第3項 規則 第36条 第24の2項 高圧則第11項
潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮 機もしくは手押しポンプによる 送気又はボンベからの給気を受 けて、水中において行う業務				法 第61条 第1項 施行令第20条 第9項 高圧則第12項
ずい道内作業者	ずい道等の掘削、覆工コンクリ ートの打設等の作業（当該ずい 道等の内部において行われるも のに限る。）				法 第59条 第3項 規則 第36条 第30項

注（１） 建設業に関係の少ないものを除く。

（２） 表中「技能」とは、技能講習修了者、「教育」とは、特別教育修了者を表す。

- 1 クレーン等安全規則
- 2 高気圧作業安全衛生規則



選任配置すべき者	業 務 内 容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免 許 者	高圧則10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免 許 者	施行令第6条 第2項 規則 第314項 第316項
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤等）を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	施行令第6条 第6項 規則 第129項 第130項
コンクリート破碎機作業主任者	コンクリート破碎器を使用する破碎の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第8の2項 規則 第321の3項 第321の4項
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）	技能講習修了者	施行令第6条 第9項 規則 第359項 第360項
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	施行令第6条 第10項 規則 第374項 第375項
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業	技能講習修了者	施行令第6条 第10の2項 規則 第383の2項 第383の3項
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工（型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等）作業	技能講習修了者	施行令第6条 第10の3項 規則 第383の4項 第383の5項
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業	技能講習修了者	施行令第6条 第11項 規則 第403項 第404項
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	施行令第6条 第12項 規則 第428項 第429項
型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第14項 規則 第246項 第247項
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15項 規則 第565項 第566項

選任配置すべき者	業 務 内 容	資格要件	規則条文
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5 m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	能講習修了者	施行令第6条 第15の2項 規則 第517の4項 第517の5項
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15の3項 規則 第517の8項 第517の9項
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15の4項 規則 第517の12項 第517の13項
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15の5項 規則 第517の17項 第517の18項
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5 m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15の6項 規則 第517の22項 第517の23項

（注 建設業に関係の少ないものを除く。）

### 3 関係省庁へ届出が必要な事項

#### 3 - 1 官公庁等への届け出一覧表

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備 考
工事開始時	建設工事計画届	法第88条第3項 規則第89条の2	厚生労働大臣	工事開始の30日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ300m以上の塔の建設</li> <li>・堤高150m以上のダムの建設</li> <li>・最大支間長500m（つり橋は1,000m）以上の橋梁の建設</li> <li>・長さ3,000m以上のずい道等の建設</li> <li>・長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る）の掘削を伴うもの</li> <li>・ゲージ圧力0.3Mpa以上の圧気工法の作業</li> </ul>
	建設工事計画届	安衛法第88条第4項 規則第90条	労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊</li> <li>・最大支間長50m以上の橋梁の建設等</li> <li>・最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等</li> <li>・ずい道等の建設等（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）</li> <li>・掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削（掘削機械を用いる作業で、下方に労働者が立ち入らないものを除く。）</li> <li>・圧気工法の作業</li> </ul>
	建築物、機械等設置届	法第88条第2項 規則第86条	労働基準監督署長	設置30日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表第7上覧</li> <li>・動力プレス</li> <li>・金属その他の鉱物の溶解炉</li> <li>・化学設備</li> <li>・乾燥設備</li> <li>・アセチレン溶接設備（移動式を除く）</li> <li>・ガス集合溶接装置（移動式を除く）</li> <li>・機械集材装置（原動機の定格出力が7.5kw/hを越えるものに限る）</li> <li>・運材索道（支間斜長の合計350m以上のものに限る）</li> <li>・軌道装置</li> <li>・型枠支保工（支柱の高さ3.5m以上のものに限る）</li> <li>・架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る）</li> <li>・足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る）</li> <li>・有機則第5条又は第6条の有機溶剤蒸気の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置</li> <li>・鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</li> <li>・施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置</li> <li>・特化則第2条第1項第1号に掲げる第1類物質又は特化則第4条第1項の特定第2類物質等を製造する設備</li> <li>・施行令第15条第1項第10号の特定化学設備及びその附属設備</li> <li>・特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</li> <li>・特化則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの</li> <li>・特化則第11条第1項の排液処理装置</li> <li>・電離則第15条第1項の放射線装置、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設</li> <li>・事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの</li> <li>・粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置</li> <li>・粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</li> </ul>

届出時期	種類の名称	法規条項	提出先	提出期限	備考
工事開始時	特定元方事業者の事業開始報告  (統括安全衛生責任者選任報告) (元方安全衛生管理者選任報告)  (店社安全衛生管理者選任報告)	規則第664条	労働基準監督署長	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき</li> <li>・事業場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時50人(ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあつては、常時30人)以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。</li> <li>・事業場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時50人以上の仕事。(ずい道の建設の仕事、一定の場所での橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事の場合は、常時20人以上30人未満。鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の仕事の場合は、常時20人以上50人未満。)</li> </ul> 店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
	安全衛生責任者選任報告	法第16条	特定元方事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で下請負として仕事をする場合
工事中	クレーン設置届	法第88条第2項 クレーン規則 第5条	労働基準監督署長	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき
	デリック設置届 建設用リフト設置届	法第96条 第174条			
	クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト落成検査申請書	法第38条第3項 クレーン規則 第6条 第97条 第175条	労働基準監督署長	あらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事が落成したとき</li> <li>・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立ち会う</li> </ul>
	クレーン、移動式クレーン、デリック設置報告書	法第88条第2項 クレーン規則 第11条 第101条	労働基準監督署長	あらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つり上げ荷重が0.5t以上3t未満(スリッパ式は0.5t以上1t未満)のクレーンを設置するとき</li> <li>・つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置したとき</li> <li>・吊り上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき</li> </ul>
クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト変更届	法第88条第2項 クレーン規則 第44条 第129条 第163条 第198条	労働基準監督署長	変更工事の30日前まで	それぞれの機械毎に次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン               <ul style="list-style-type: none"> <li>クレーンカー、ジブ、脚、塔その他の構造部分、原動機、ブレーキ、吊り上げ機構、ワイヤーロープ又は吊りチェーン、フック、グラブバケット等の吊り具</li> </ul> </li> <li>・移動式クレーン               <ul style="list-style-type: none"> <li>ジブその他の構造部分、原動機、ブレーキ、吊り上げ機構、ワイヤーロープ又は吊りチェーン、フック、グラブバケット等の吊り具、台車</li> </ul> </li> <li>・デリック               <ul style="list-style-type: none"> <li>マスト、ブーム、控えその他の構造部分、原動機、ブレーキ、吊り上げ機構、ワイヤーロープ又は吊りチェーン、フック、グラブバケット等の吊り具、基礎</li> </ul> </li> <li>・建設リフト               <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドレール又は昇降路、搬器、原動機、ブレーキ、ウインチ、ワイヤーロープ</li> </ul> </li> </ul>	

### 3 - 2 労災関係等に関する届出

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備 考
工事開始時	適用事業報告	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞 なく	労働基準法の適用事業となったとき (業種を問わず、労働者を使用するに 至ったとき)
	時間外労働・休日労働に関する協定届	労基法 第36条	労働基準 監督署長		協定の範囲で法定労働時間を延長し、 又は、休日に労働させる場合
	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	労基法 施行規則 第23条	労働基準 監督署長	事前に	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に 就かせようとする場合
	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	労基法 第41条	労働基準 監督署長		監視又は断続的労働に従事する労働者 について労働時間、休憩、休日に関する 規程の適用の除外を受けようとする 場合
	就業規則届	労基法 第89条 90条	労働基準 監督署長		常時10人以上の労働者を使用する場合 ・労働者代表の意見書添付
	土石採取計画届	法 第88条 第4項 施行令 第24条 規則 第90条	労働基準 監督署長	工事 開始の 14日前 まで	・掘削の高さ又は深さが10m以上の上の 土石の採取のための掘削の作業 ・坑内掘りによる土石の採取のための 掘削の作業
	寄宿舍設置届	労基法 第96条の 2	労働基準 監督署長	工事 着手14 日前 まで	・常時10人以上の労働者を就業させる 事業、厚生労働省令で定める危険 な事業又は衛生上有害な事業の附属 寄宿舍を設置するとき
	寄宿舍規則作成届	労基法 第95条	労働基準 監督署長		・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舍を使用する 場合は賃貸借契約の書類を添付 ・寄宿舍規則を寄宿舍に備え付ける 等の方法によって周知させる。
工事中	就業規則変更届	労基法 第89条 第90条	労働基準 監督署長		就業規則を変更した場合
	建設物、機械等 移転・変更届	安衛法 第88条 第2項	労働基準 監督署長	変更の 30日前	

### 3 - 3 事故関係に関する届出

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備 考
工事中	事故報告書	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞なく	・事業場又はその附属建物内で火災、 爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建 物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞なく  休業4日 未満の 時期 毎に	・労働者が労働災害その他就業中又 は事業場内若しくはその附属建物内 における負傷、窒息又は急性中毒に より死亡し、又は休業したとき

## 第4章 事故報告

### 1 工事事故報告に係る運用について

国北整契第 273 号  
国北整技管第 119 号  
平成 17 年 11 月 1 日

各事務所長 殿

総務部長  
企画部長

#### 工事事故報告に係る運用について（通知）

標記について、昭和 59 年 5 月 21 日付け建北契第 259 号で北陸地方建設局長より通知されているところであるが、工事関係者の事故の報告にあたっては下記のとおり運用を定めたので通知する。

#### 記

1. 昭和 59 年 5 月 21 日付け建北契第 259 号 第 1 に定める別記様式第 2 「工事 事故報告書」及び添付資料「指名停止幹事会審議において必要となる資料」は原則 として事故発生から 2 週間以内に提出するものとする。

建北契第 259 号  
昭和 59 年 5 月 21 日

各 事 務 所 長 殿

北陸地方建設局長

有資格業者に関する情報等の取扱いについて（通知）

標記について、地方支分部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚 第 91 号）の制定に伴い、下記のとおり定めたので通知する。

なお、「工事請負業者の不正不当行為等の報告について（昭和 42 年 5 月 9 日付け北建契第 64 号）」は廃止する。

## 記

### 第 1 工事関係者の事故等について

事務所長は当該事務所所掌に係る請負工事で、工事関係者に死亡者又は負傷者が生じたとき並びに公衆に死亡者若しくは負傷者が生じ、又は損害が発生したときは「災害等が発生した場合の速報等について（昭和 52 年 11 月 17 日付け建北厚第 578 号）」に基づき、別記様式第 1 による事故速報を通報し、更に詳細については別記様式第 2 による工事事故報告書を請負者からの報告書を添付のうえ提出するものとする。

添付 様式 3 は、土木工事共通仕様書（H12.4）

第 1 編 1 - 1 - 35 に基づく提出書類である。

様式 第1

受注者もこの様式で事故速報を行う。

事故速報																								
受注関係			平成 年 月 日 時 分 受信																					
第三者からの被害																								
局長	副局長	次長	企 部	画 長	河 部	川 長	道 部	路 長	営 部	繕 長	用 部	地 長	技 管	調 理	整 官	工 事	品 質	総 課	務 長	契 課	約 長	補 佐	係 長	担 当
発信者			事務所						受信者															
事故発生日時			平成 年 月 日 ( ) 時 分												天候									
事故発生場所																								
工 事 名																								
工 期			自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日						受注金額						千円									
受注者又は下請人の 商号又は名称			(受注者名)				(一次下請名)				(二次以下下請名)													
事故の内容	人 損 事 故	氏 名	年齢	性別	職 種	被害の程度			備考(病院名等)															
	物 損 事 故																							
事故の概略												(略式図)												
備考																								

(A列4判縦)



様式 第2  
(発注者用)

工 事 事 故 報 告 書										
発 生 場 所					事務所					
発 生 日 時					天 候					
工 事 名					工期	自	平成	年	月	日
					至	平成	年	月	日	作業内容
受注者の商号 又は名称					代表者氏名					
受注者の住所					下請負人の 商号又は名称					
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏	名	年 齡	性 別	職 種	死・傷病名及びその程度		備考(入院先等)	
	物 損 事 故									
工 事 の 概 要										
事 故 発 生 時 の 状 況										
事 故 の 原 因										
事 故 発 生 後 の 対 策										
監 督 官 署 等 の 意 見 等										
事 務 所 長 の 所 見										

(A列4判縦)

注) 位置図(1:5000)、現場平面図(1:300~1:1000)、詳細図及び写真を添付するものとする。  
所轄警察署及び労働基準監督署の所見については後日見解等が入手出来しだい報告すること。

## 指名停止幹事会審議会において必要となる資料

1. 工事事故報告書(発注者用)———— 様式 第2
2. 事故発生について(報告) ———— 様式 第3
3. 添付書類

	事故報告で、 通常添付 している資料	交通事故と判 断される場合 の事故報告	地下埋設物等の 損傷事故の場合 の事故報告	備考
《事故発生について(報告)》				
事故の発生状況				経緯を含め
事故の内容(及び原因)				事前調査・試棚の有無を 含む(埋設物)
診断書・被害、 復旧状況(埋設物)				入手可能な場合(診断書)
今後の再発防止対策				
警察・労基署等の見解				指導等の文書があれば添付
《図面関係》				
発生地点の位置図、平面図				
事故発生状況図				事故の内容で判断できる場合不要
写真				
《施工関係資料》				
施工体制台帳(施工体系図)				
施工状況				事故当時の状況 事故の内容で判断出来る場 合不要
作業員、機械の配置状況				事故当時の状況 事故の内容で判断出来る場 合不要
施工計画書(関連部分抜粋)				当該事故に関わるもの
作業手順書(関連部分抜粋)				当該事故に関わるもの
《安全対策関係》				
安全管理について 記述したもの				安全対策
KY活動等の記録				
新規入場者教育の内容				
《その他》				
その他必要に応じた資料				

交通事故と判断される場合とは、事故が「工事に起因する事故ではない」と警察の所見があったものをいう。

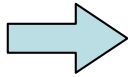
凡例： 指名停止幹事会までには必要な書類  
必要に応じて提出する資料

指名停止幹事会のための説明資料(パワーポイント等)を必要とする場合がある。

# 工事事故報告のながれ



事故発生

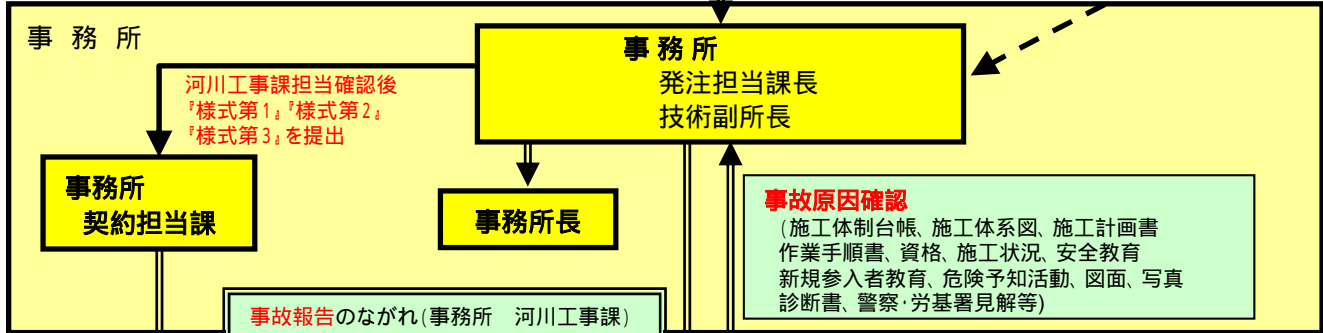


現場代理人(統括安全衛生責任者)

主任監督員と連絡がとれない場合

事故速報  
一報は正確かつ速やかに(工事名・事故の内容等)

出張所等 主任監督員  
監督員



事故報告のながれ(事務所 河川工事課)

「一報は電話」正確かつ速やかに  
「様式第1 + ポンチ絵」  
FAX + 現場写真(メール)を送付  
(追加更新の場合は第2報、第3報・・・)  
(労災の場合は診断書等を早急に)

事故原因確認  
「様式第2」

河川工事課連絡先

氏名	マイロ 84-	休日等連絡先	担当
河川工事課長	3711	090-1403-8965	
課長補佐	3712	090-5393-0445	河川・海岸
課長補佐	3713	090-5393-0446	砂防・ダム
課長補佐	3714	090-9394-6435	営繕
河川係長	3721		河川(東部)
海岸係長	3746		河川(西部)、海岸
砂防係長	3736		砂防
ダム係長	3731		ダム
施設係長	3741		営繕

「様式第1」  
事故速報  
「様式第2」(発注者)  
工事事故報告書  
「様式第3」(受注者)  
事故発生について(報告)

本局担当課の確認

本局:担当課  
河川工事課  
河川管理課  
施工企画課  
情報通信技術課

電気事故 自家用電気工作物に関するもの  
(高圧受電設備・発電設備等)

速報は速やかに  
事故報告書は2週間以内

河川部 河川工事課  
fax(マイロ) 84 - 3709  
NTT 025-280-8965  
fax 025-370-6797

事故速報  
河川関係事務所へ連絡  
河川工事課HPに掲載

企画部 情報通信技術課  
fax(マイロ) 84 - 3390  
NTT 025-370-6789  
fax 025-370-3390

総務部 契約課(事務局)

河川部 河川情報管理官

企画部 技術調整管理官

河川部長  
(軽微なものを除く)

次長  
(重大なもの)

局長  
(重大なもの)

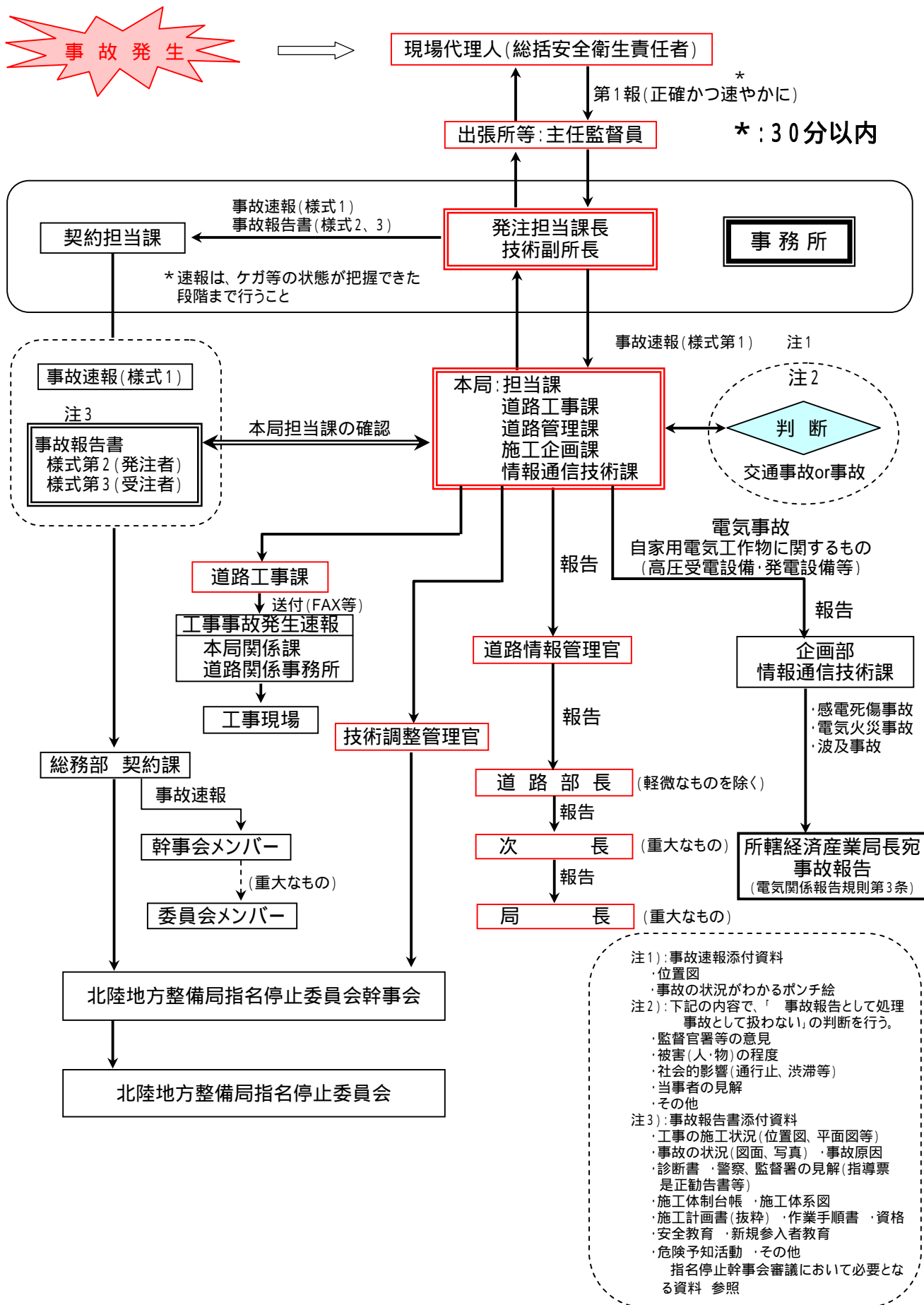
感電死傷事故  
電気火災事故  
波及事故

所轄産業保安監督部長宛  
事故報告  
(電気関係報告規則第3号)

北陸地方整備局指名停止幹事会  
【技術調整管理官、契約管理官、工物品質調整官、契約課長、  
技術管理課長、河川工事課長、道路工事課長、技術・評価課長】

北陸地方整備局指名停止等審査運営委員会  
【局長、副局長、次長、総務部長、企画部長、河川部長、道路部長、営繕部長】

# 工事現場における事故報告の流れ



## 2 工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について

国官技第 397 号  
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長  
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

### 工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について

建設工事事故の報告については、「工事事故報告の様式作成と事故報告について（建設省技調発第33号 平成12年2月28日付け）」に基づき提出されているところであるが、今般、事故報告書の提出とデータ整備の迅速化を図るため、インターネット利用による報告システムとしたので、平成14年度以降の建設工事事故の報告については、別添1の事故報告書提出等の基本方針に基づき報告されたい。

別添 1

事故報告書提出等の基本方針

項目	運用ルール						
事故の定義	事故報告を作成する対象工事の定義は別紙 1 に定める。						
各様式の提出方法	各様式はインターネットの利用により、SAS ( Safety Analysis System ) センターに提出することとする。 SAS センターへの提出は、ホームページ上の提出ボタンを押すことにより成立する。						
事故発生状況調書	地方整備局、北海道開発局および沖縄総合事務局並びに管内都道府県および政令指定都市（以下、発注者と呼ぶ）のそれぞれの管内において発生した事故については、事故発生後速やかに事故発生状況調書を発注者がインターネットを利用し SAS センターに提出する。						
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 請負業者は、インターネットを利用し各報告書の必要事項を記入し発注者に提出する。</li> <li>2. 発注者は、請負者の提出を受けてインターネットを利用し入力を行い、内容を確認した後 SAS センターに提出する。 なお、事故調査委員会を開催した場合は、合わせて報告する。 また、インターネットによる報告が不可能である場合は、紙ベースにより SAS センターへ郵送することが出来るものとする。</li> </ol>						
インターネット接続方法他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告書インターネットのホームページは、下記アドレスのとおり。</li> <li>2. 貴職発注者用ログイン ID、パスワード（取扱注意）</li> </ol> <table border="1" data-bbox="478 1552 1342 1675"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>ID</th> <th>パスワード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 請負者用ログイン ID、パスワードは最初の画面入力後直ちに自動的に発行される。発注者に提出するまでは、修正・変更時に必要であるので必ず控えておくこと。</li> </ol>	所 属	ID	パスワード			
所 属	ID	パスワード					
様式と入力要領	各様式・入力要領（マニュアルは）ホームページ上から取得することが出来る。						

別紙 1

事故データベースへ登録する事故報告書の提出対象事故について

事故の定義は以下のとおりとする。

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 (工事作業が起因して、 工事関係者が死傷した 事故)</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下工事区域という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工場製品輸送作業(工事共通仕様書の総則「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下運輸作業という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 (第三者の行為が起因して、 工事関係者が死傷した 事故)</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 (工事作業が起因して、 当該工事関係者以外の 第三者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 (工事作業が起因して、 当該工事関係者以外の 第三者の資産に損害が 生じた事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>

事 務 連 絡  
平成 14 年 3 月 28 日

各地方整備局技術調整管理官  
北海道開発局技術管理課長  
沖縄総合事務局技術管理官 殿

国土交通省大臣官房技術調査課  
建設コスト管理企画室長

「工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について  
(国官技第 397 号)」の運用について

事故報告書の作成等については、平成 14 年 3 月 28 日付け「工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について(国官技第 397 号)」をもって通達したところであるが、事故報告書の管理等を行う SAS センターについては、データベースへの入力管理を(株)全国土木施工管理技士会連合会とする。

また、本通達に基づき、今後事故報告書等を実施することとしたので、平成 12 年 2 月 28 日付け、建設大臣官房建設コスト管理企画室長事務連絡「「工事事故報告書の様式作成と事故報告について(建設省技調発第 33 号)」の運用について」については廃止する。



# 土木工事等安全衛生管理必携

平成23年3月 発行

北陸地方整備局企画部